（空中線電力の許容偏差）

第十四条　空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
［略］	［略］	［略］
七　次に掲げる送信設備 ㈠～㈤　略 ［削る］ ㈥　［略］ ㈦　［略］ ㈧　［略］	二〇	八〇
［略］	［略］	［略］
十六　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備及びローカル５Ｇの無線局の送信設備		
［略］	［略］	［略］
第四十九条の六の十二第一項、第三項及び第四項において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備であつて、空中線端子がないもの	一二四	五六
第四十九条の六の十二第一項において無線設備の条件が定められている陸上移動中継局及び陸上移動局（携帯無線通信又はローカル５Ｇの無線局による無線通信の中継を行うものに限る。）の送信設備	一〇〇	五〇
第四十九条の六の十二第一項において無線設備の条件が定められている陸上移動局（携帯無線通信又はローカル５Ｇの無線局による無線通信の中継を行うものを除く。）の送信設備	一〇〇	七九
第四十九条の六の十二第二項、第五項及び第六項において無線設備の条件が定められている基地局、	二二四	七〇

（空中線電力の許容偏差）

第十四条　［同上］

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
［同上］	［同上］	［同上］
七　［同上］ ㈠～㈤　同上 ㈥　五ＧＨｚ帯無線アクセスシステムの無線局の送信設備 ㈦　［同上］ ㈧　［同上］ ㈨　［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］
十六　［同上］		
［同上］	［同上］	［同上］
第四十九条の六の十二第一項において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備であつて、空中線端子がないもの	一二四	五六
第四十九条の六の十二第一項において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備	［同上］	［同上］
第四十九条の六の十二第二項において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備	［同上］	［同上］